

8月は「道路ふれあい月間」です

「まだ歩くとこんな気になる道がいい」

(平成21年度「道路ふれあい月間」推進標語最優秀賞作品)

照会先 土木課 (☎7713)

道路は、私たちの日常生活に欠くことのできない最も身近な公共施設です。

道路を利用して市民の皆さんに改めて、道路の役割や重要性を再確認していただくため、8月の1カ月間を「道路ふれあい月間」としています。

この機会に、もう一度わたしたちの身近な公共施設「道路」を見つめ直し、みんなの協力で安全で快適に利用できる道路にしていきましょう。

道路の役割

道路には、大きく分けて『交通機能』『土地利用誘導機能』『空間機能』の3つの役割があります。

『交通機能』とは、人や物などの行き来に役立つことです。

『土地利用誘導機能』とは、道ができることによって住宅や店舗が建設されるなどの土地の利用が促進されることです。

『空間機能』とは、電気、水道などのライフラインの収容、災害時の避難路や火災時の延焼防止などのことです。

「もし道路がなかったら」を考えたとき、道路の大切さを再認識できるのではないのでしょうか。

ルールを守って! (こんな危険なことをしていませんか?)

自宅などの駐車場出入り口前に、道路(車道)との段差を解消するための「乗上げブロック」などを置いていませんか。この「乗上げブロック」は、通行の支障となり大変危険ですので撤去をお願いします。

その他、自動販売機、商品、立て看板なども通行の障害物となりますので、道路上には絶対に置かないでください。

マナーを守って!

道路を快適に利用できるように沿線の景観美化に努めていますが、心無い人の空き缶や吸い殻、弁当の空き箱などのポイ捨て、時には、電化製品、タイヤなどが不法投棄されています。

皆さんが気持ちよく使えるよう、マナーを守って道路の美化に努めましょう。

情報提供と協力をお願いします

道路の安全確保・景観美化のため、市では道路パトロールを実施していますが、市内全域をくまなくチェックすることができないのが実情です。

「道路に穴があいている」「道路に木が倒れている」「照明灯の球が切れている」など、お気づきの点がありましたらお知らせください。

また、自宅の前や身近な道路の清掃、草刈りなどに、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

手続き忘れはありませんか

道路は本来、通行のために使用するものですが、実際には通行のため以外にも使用されています。

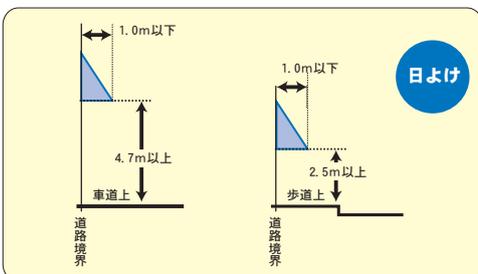
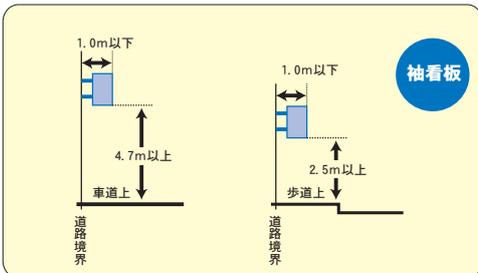
道路脇に電柱、上空には電線、地下に水道管など、道路本来の機能を妨げない範囲で許可をしています。

道路にはみ出して工事の足場を設置したり、看板や日よけなどを取り付けたりする場合には占用の許可が必要です。設置をするにあたって占用料金がかかります。

また、宅地への出入りのために水路に通路橋を架ける場合も同様に許可が必要です。

なお、物件によって、大きさ、出幅、構造、設置場所などの基準が異なり、許可できないものがありますので、詳しくは土木課までお問い合わせください。

看板・日よけの基準



知っていきませんか? (豆知識)

「道の日」

8月10日は、「道の日」です。1920年(大正9年)8月10日に、日本で最初の近代的道路整備計画となる「第一次道路改良計画」がスタートした日であり、8月には「道路ふれあい月間」として各地で道路に関するPR活動が行われていたことからこの日となったようです。

「日本の道100選」

日本の道100選とは、1986年(昭和61年)に道の日の制定を記念して、建設省(現在の国土交通省)と道の日実行委員会により制定された日本の特色ある優れた道路104本のことです。岐阜県内では、関市の「板取街道」(別名・アジサイロード)と海津市の「木曾三川パークウェイ」が選定されています。アジサイの咲き誇る時期に訪れてはいかがでしょうか。